

# ポツダム宣言

町長  
嶋田正義

久しぶりに党首討論がありました。ポツダム宣言を引用して、「過去の日本の戦争は『間違った戦争』だという認識はありますか」とたずねられた首相が「私はまだ、その部分をつまびらかに読んでいないので論評は差し控えない」と答えられたことが国内で話題となっています。

日本はポツダム宣言を無条件受諾することで敗戦(終戦)となりました。

戦後の日本はポツダム宣言を日本に生かすことから出発しています。私は中・高・大教育のすべてでポツダム宣言を学んでいます。

あらためて宣言を取り出して読んでみました。宣言に参加している国は、アメリカ、イギリス、中国の三カ国です。宣言は早く戦争を終りにして、戦力を放棄し、民主的な国家として再出発してほしいなど13項目の要求を記述しています。決して無理難題を押し付けているようには思えません。日本国憲法はこの趣旨を生かして制定されています。教



消防操法大会

育も、教え子を再び戦場に送らない誓いから出発しています。

いま、国会に提出されている安全保障関連法案は、ポツダム宣言の精神からはずれて戦争のできる国に変身しようとしているように思えます。

日本が目指すべき道は、軍隊を持たず、軍事同盟に参加せず、反核平和を国是として、どこの国とも仲良くすることだと思えます。幸い日本は憲法を守って国づくりを進めた結果、経済的にも成長し、教育水準は向上しています。この力を活用して、経済、教育、技術など平和的な面で世界に貢献するなら、世界から信頼され感謝されるでしょう。これこそ真の安全保障ではないでしょうか。

## 幼児交通安全教室を開催しました

幼児交通安全教室「うさちゃんクラブ」を、4月20日から27日まで、町内の各幼稚園・こども園で開催し、カップに変装した交通安全協会婦人部福崎支部の皆さんが、信号機の見方について指導を行いました。

園児たちはおはなしやクイズで、楽しく交通ルールを学びました。

教室の最後には婦人部の皆さんが「交通安全」の願いを込めて作ったペンダントが園児たちに配られました。



## 食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

### 学校給食試食会参加者募集！

～第1回目は「夏野菜カレー」です～

福崎町の給食センターでは、食育の一環として、安全・安心な町内産の野菜や、特産のもち麦をできるだけ多く給食に使用するように取り組んでいます。今年度、町民の皆さまに給食についてもっと知っていただきたいと思い、試食会を開催することにしました。学期に1回ずつ3回程度開催する予定です。

申し込みは給食センターまでお電話ください。

時間：8:00～16:45 ☎22-0710

受け付けた方には、後日案内ハガキを郵送します。

5～6月にはたまねぎやじゃがいもの収穫が始まり、7月にはトマトやかぼちゃ、ピーマンといった夏野菜や、にんじん、にんにくが出そろいます。もちろんお米も町内産です。

### 献立

ご飯  
夏野菜カレー  
ささみフライ  
もちむぎ麺のサラダ  
ゼリー 牛乳



日時：7月10日(金) 12:00～13:00

場所：給食センター2階

募集人数：15人(受付順、定員になり次第締め切り)

金額：244円(お釣りのないようお願いします。)

受付期間：6月22日(月)～30日(火)



一つ一つの命を大切に  
福崎西中学校1年(当時)

中垣文斗

みなさんは、大切な人が近くにいますか？家族、友だち、いとこ、親せきの人、数えればたくさん出てくることと思います。僕にもたくさん大切な人がいます。しかし、その大切な人も最後にはみんな亡くなってしまいます。僕は今年、ここ、福崎西中学校に引っこしてきましたが、昨年の6年生の時、前の学校で担任の先生のお父さんが亡くなってしまいました。大切にしていた人が亡くなり、先生はとても悲しんでいました。僕たちは、できることで先生をほぐまそうとしました。しかし、先生はしばらく立ち直ることができまらなかった。その時、大切にしている人が、もし急に亡くなったら、もう言葉にならないくらい悲しいということを実感しました。その後、先生に話を



高岡小学校1年(当時) 圓山裕大

聞いてみると、あまり恩返しや親孝行ができなくて、もうしわけないと言っていました。だから、人が亡くなることは、とてもつらいんだなと思いました。最近では、犯罪による人殺しが多くなってきている気がします。その犯罪で亡くなった遺族の方々はどうでしょう。きっと信じられない、うそだ、何でなごと思っているでしょう。人には命があり、その命は必ずなくなってしまう。その命を自分の勝手に縮めたり、失わせたりしてよいのでしょうか。いくらうらんでいても、にくんでいても、同じ人として、絶対やっではいけないことだと思います。また、犯罪以外にも、いろいろな問題があります。例えば、犯罪の原因などにもなっています。何かのトラブルでけんかになり、「ぶつ殺してやるから



田原小学校2年(当時) 佐谷真帆

な！」と言う人がいます。これは人として言うてはいけないことです。それを最近では、子ども「けんかでも、死ね」や「うぜんだよ」と言う子がいます。いくら腹が立つても、そんなことを言っていないわけがありません。また、本当にもう会えなくなるかもかもしれません。僕も、けんかでカツとなって、言っではいけないことを言っしまいました。それは、兄弟がいる人にはよくあると思われる、いわゆる兄弟げんかです。僕の場合は、兄とのけんかです。僕は兄には勝てません。僕はいつも負けてくやしくなります。もちろん手では勝てない。それなら、せめて口でやっつてやるうと思いい「死ね」と言っしまいました。その後、父にそれが知られ、うんとしかられました。「言っていいことと、だめな



福崎小学校4年(当時) 吉田正道

ことがある。もしこれで、本当に死んだらどないするんや言葉の暴力は、ずっと心に残るんや。」こつ言われたのは、今でもよく覚えています。その時は、反省もしていましたが、少しだけ不満もありました。何で自分だけの。兄からしかけてきたのに。そう思いました。結果的には、自分が悪いのですが、そのときはそう思いました。僕は、その夜寝るときに、死について考えました。もし本当に死んだら・・・という父の言葉についてです。もし本当に死んでしまつたら、もう二度と話せない、遊べない、たとえけんかが多くても、僕のたった一人の兄が亡くなつたら・・・その以降はゾツとして考えられませんでした。また、自分が死ぬと言われて本当に死んだら、やり残したことがいっぱい、とて

もくいのある人生だと思えます。それは、相手も同じだと思えます。そう思うと、自分の言った言葉にきょうぶを感じました。それは、消えることのない、タトウのようなものです。それ以来、その言っではいけない言葉を言わないように心がけました。それから僕は、命の大切さについて関心をもちました。僕は、命以上に大切なものはないと思います。お金にも、物にも、言葉にも代えられない大切な宝物です。僕は、たくさん命に支えられています。みなさんもそうだと思います。一人の命はたった一つです。人という漢字は、ただの二本の線で書かれています。僕は、人という字は、正直ただ簡単でいいやと思っっていました。しかし、僕の祖母が、人という字は、二人の人が支えあつてできているんだよと教えてくれました。僕は確かにそうだなと納得しました。人という字は意味が深く、命も自分一つだけだつたら、生きていけないかもしれないし、生きていてもつまらないから、周りの人々は大切だと思えます。僕はこれから今まで以上に命に関心を持ち、これから先も、ずっと命の大切さを心に留めて、命の大切さを一人でも多くの人に伝えていきたいと思えます。

# 生活科学 センター だより

## 防ごう！高齢者の被害

〔相談〕

同居の高齢の父宛に書籍が届いた。父に確認すると、電話で福祉支援のための書籍の紹介があり、「昔活躍された方々に購入していただき、障害者支援に役立てています」と説明され、断ることができなかつたようだ。

送られた書籍の中に振込用紙が同封してあり、価格が3万円だとわかった。父は耳も遠く会話がかみ合わないときもある。過去に叙勲を受章している情報を業者が把握しているようだった。支払わなければならぬのか。

(60歳代男性)

〔処理〕

契約日から8日以上が経過していたが、書面に不備があ

ハイ！  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



つたため、クーリングオフが主張できると判断し、センターが介入し業者に連絡しました。契約者が高齢であることを配慮し解約に応じると回答があったため、書籍を着払いで返送してもらいました。

〔アドバイス〕

慈善事業や福祉の支援などを名目として、福祉団体を騙り、商品を勧める悪質業者があります。叙勲等受章された高齢者をターゲットにし、断りにくい人間の心理を巧みに利用した手口と思われれます。

また、判断能力が衰えた独居高齢者宅に入りし、小さなリフォーム工事を繰り返して帰省した娘さんに支払いを迫る被害の相談もありました。この件は、契約書がなかったためクーリングオフを主張しました。

訪問販売や電話勧誘等で契約した商品や役務は、契約書をもらった日から8日間は無条件で解除できる「クーリングオフ」制度があります。8日以上経過していても、契約書をもらっていない、契約書に不備がある場合はクーリングオフが主張できます。諦めないでご相談ください。

昨年末に国民生活センターが発表した消費者問題10大ニュースにも「高齢者の被害、依然として多く」と挙げられています。ご家庭で地域で高齢者被害を防ぐよう見守りが大切です。センターの出前講座での啓発事業もご利用ください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火～金曜日

9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

## 人権標語

なりたいたいよ、いつもあかるくやさしい子

福崎小学校2年(当時)  
和田瑞生

元氣よく、人の目を見てあいさつだ

八千種小学校4年(当時)  
高島圭太

ありがとう 言った数だけしあわせに

田原小学校6年(当時)  
古河妃奈子

自分さえい、そんな考えもつ卒業

福崎東中学校2年(当時)  
中島夕祈

おたがいに 良いとこ認めて笑顔満開

福崎西中学校3年(当時)  
田中来実

## 住民一人ひとりに、『12けたの番号』が割り振られます。



【どんなふうになるの?】

平成27年10月から

12けたの個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」が郵送されます。

平成28年1月から

マイナンバーの利用開始・希望者に「個人番号カード」(顔写真付きICカード)の交付を開始します。

【マイナンバーって便利になるの?】

行政手続きをする際に添付書類(所得証明書や住民票の写し等)が減るなど、住民のみなさまの負担が軽減されます。

行政サービスの受給状況や所得情報が正確に把握できるため、公平・公正にきめ細やかな支援を行うことができます。

情報連携により各機関での行政事務が効率化され、手続きが正確で早くなります。

問い合わせは「マイナンバーコールセンター」へ  
日本語対応 0570-20-0178 外国語対応 0570-20-0291  
受付時間 午前9時半～午後5時半(土日祝日、年末年始除く)

# 国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険制度の健全な運営のため、平成27年度の国民健康保険税の税率等を改正します。



## 改正のポイント

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の課税限度額を引き上げます。  
低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。

## 【平成27年度国民健康保険税の税率等】

	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分( 1 )
A 所得割額	課税所得金額 × 税率	5.53%	2.40%	2.60%
B 資産割額	固定資産税額 × 税率	10.00%	5.70%	8.60%
C 均等割額	被保険者 1 人につき	18,600円	8,600円	9,400円
D 平等割額	1 世帯につき	13,100円	6,400円	4,700円
年間保険税	A + B + C + D (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 520,000円 ( 510,000円 )	賦課限度額 170,000円 ( 160,000円 )	賦課限度額 160,000円 ( 140,000円 )

- 1 介護保険分は40歳以上65歳未満(介護2号被保険者)の方のみに上乗せされます。
- 2 下段の( )内は昨年度の賦課限度額

## 保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、未申告世帯は軽減の対象にはなりません。

	所得基準(世帯主と国民健康保険加入者の26年中の所得金額の合計)
A 7割軽減	33万円以下
B 5割軽減	33万円 + 26万円 × 世帯主を含む加入者数以下 (33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く加入者数以下)
C 2割軽減	33万円 + 47万円 × 世帯主を含む加入者数以下 (33万円 + 45万円 × 世帯主を含む加入者数以下)

## 非自発的失業者の方に対する軽減制度

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職された65歳未満の方の保険税は、前年給与所得を30/100とみなして計算します。

対象となるのは、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、上の理由で離職されたことを確認できる方です。軽減を受けるためには申請が必要です。

下段の( )内は昨年度の所得基準

町税の納付には、便利で  
 確実な口座振替制度を  
 ご利用ください！

口座振替とは、税金を  
 指定の口座から自動的に  
 引落して払込みするもの  
 です。口座振替を希望さ  
 れる方は、納税通知書ま  
 たは納付書・通帳・届出  
 印を持って福崎町指定金  
 融機関で手続きをして  
 ください。なお、手続きを  
 されてから口座振替開始  
 まで約2か月かかります。  
 また、現在、口座振替  
 を利用されている方で、  
 振替口座や引落とし方法  
 (一括・月ごと)を変更さ  
 れる方も、金融機関への  
 届け出が必要で、  
 お早めにご手続きを！

## 文化センター行事予定(6/20~7/19)

神崎学園  
 日時：7月9日(木) 13:20~15:20 専門講座

福寿学園  
 日時：7月9日(木) 10:00~12:00 専門講座  
 7月16日(木) 10:00~12:00 専門講座

## サルビアセミナー(公開講座)

日時：7月4日(土) 13:30~15:00  
 場所：文化センター  
 演題：「柳田國男とエスプラントの人々」  
 講師：大阪観光大学観光学部観光学科  
 教授 橋 弘文 さん

\* 上記公開講座は、一般の方も参加していただけます。  
 どうぞ、お越しください。

新しい福祉医療費受給者証を  
送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証(浅黄色)の有効期限は6月30日です。平成27年度の所得判定後、該当になる方には、7月から有効の福祉医療費受給者証(黄色)を6月下旬に郵送します。

ただし、母子家庭等の方、平成26年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で7月から新たに該当になる方には申請書類を送付します。健康福祉課で手続きをしてください。

旧福祉医療費受給者証は有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係  
(内線355・356)

加入保険や住所を変更された場合は、手続きが必要です。

平成27年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

	所得確認対象者	所得制限の内容
重度(高齢重度)障害者医療	本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 235,000円未満 0歳児については所得制限はありません
乳幼児等医療	乳児等保護者(扶養義務者)	
こども医療	こども保護者(扶養義務者)	

	対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額	
					外来	入院等
老人医療	昭和24年6月30日以前に生まれた方 (経過措置により変更ありません)	低所得者	1割	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 (年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)	8,000円	15,000円
		低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	8,000円	24,600円
	昭和24年7月1日以降に生まれた方	低所得者	1割	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 (年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)	8,000円	15,000円
		低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	12,000円	35,400円

母子家庭等医療	母子家庭の母等(扶養義務者)					
	扶養親族等の人数	0	1	2	3	4
	所得限度額	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円



**お知らせ** 公費医療負担額助成制度(老人医療以外の福祉医療受給者の方)  
自立支援医療・特定疾患医療・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

第65回  
「社会を明るくする運動」  
神崎郡住民大会 開催

日時 7月7日(火) 午後1時30分~  
場所 エルデホール  
内容 講演会

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月が強化月間です。

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)